

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第九号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------------------|
| （返納の事由及び額等） 第十条の二（略） | （返納の事由及び額等） 第十条の二（略） |
| 一・二（略） | 一・二（略） |
| 三月の中途において休職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定による休職をいう。以下同じ。）にされ、専従許可（法第五十五条の二第一項ただし書きによる休職をいう。以下同じ。）にされた場合に規定する許可をいう。以下同じ。）を受け、自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし、配偶者同行休業（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をし、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）をし、第二号介護休暇（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。以下同じ。）を受け、大学院修学休業（教育公務員条例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の規定による大学院修学休業をいう。以下同じ。）をし、派遣（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第一項の規定による派遣をいう。以下同じ。）され、又は停職（法第二十九条第一項の規定による停職をいう。以下同じ。）にされた場合（これら期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了したて、これらの期間が一月以上であつて二以上の月にわたることとなるとき。） | （返納の事由及び額等） 第十条の二（略） |
| 三月の中途において休職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定による休職をいう。以下同じ。）にされ、専従許可（法第五十五条の二第一項ただし書きによる休職をいう。以下同じ。）を受け、自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし、配偶者同行休業（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をし、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）をし、第二号介護休暇（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。以下同じ。）を受け、大学院修学休業（教育公務員条例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の規定による大学院修学休業をいう。以下同じ。）をし、派遣（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第一項の規定による派遣をいう。以下同じ。）され、又は停職（法第二十九条第一項の規定による停職をいう。以下同じ。）にされた場合（これら期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了したて、これらの期間が一月以上であつて二以上の月にわたることとなるとき。） | |

する」となる場合を除く。)

2 四 (略)
3 (略)

第十条の四 (略)
2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、派遣され、又は停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了することとなる場合及び次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は休暇の終了した月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月)から開始する。

第十条の四 (略)
2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、派遣され、又は停職にされた場合であつて、これらの期間が二ヶ月以上であつて二以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は休暇の終了した月の翌月(その日が月の初日である場合には、その日の属する月)から開始する。

3 (略)

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則